



日進赤池箕ノ手土地区画整理組合

区画整理だより

<発行日>
平成25年4月吉日
<発行者>
日進赤池箕ノ手土地区画整理組合
理事長 蟹江謙一
※組合事務所
日進市赤池町箕ノ手2番地135
Tel/Fax. (052) 807-3126
<ホームページ>
<http://www.nisshin-akaike.com/>

「事業の進捗状況及び今後の予定について」

理事長 蟹江 謙一

春暖の候、組合員の皆様方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、組合事業も今年で4年目を迎え、現在までの進捗状況を報告いたします。

工事は、平成23年度に発注した商業街区並びに、鷺池周辺を中心とした整地も、今年の初めからその変化をお見せすることが出来るようになってまいりました。また、建物等の移転は、23件の契約が完了しました。

都市計画道路赤池箕ノ手中央線の工事が『平成24年度造成工事』として発注され、立木の伐採並びに地区外への残土の搬出を行っています。

昨年度は、日進市並びに国からの補助金がつきましたので、この3月には市補助金工事として、商業街区周辺の汚水管理設工事、国の補助金工事として、商業街区周辺の道路築造工事及び、2号調整池の築造工事を発注いたしました。さらに本年は、新たに市・国の補助金の要望も行い、今後新規の工事発注並びに建物等の移転を計画しています。

イトーヨーカ堂（協力事業者）の店舗オープンの時期ですが、現在、協力事業者により協議を行っておりますが、規模の大きさから調整に時間を要しており、組合の移転等の状況も勘案し、平成27年度中のオープンを予定しております。

本格的に現場が動き出し、目に見えた変化を見ていただければと思います。今後とも皆様方のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年度第3回、第4回総代会報告

(1) 平成24年度第3回総代会

平成25年2月23日（土）開催の平成24年度第3回総代会において、年度をまたぐ工事を発注するため、『債務負担行為について』の議案が上程され、原案どおり可決承認されました。また、報告事項として平成24年度中間決算についての報告がされました。

(2) 平成24年度第4回総代会

平成25年3月23日（土）開催の平成24年度第4回総代会において、『平成25年度予算について』及び『保留地処分規程の制定について』などの議案が上程され、原案どおり可決承認されました。

なお、平成25年度予算の概要は以下のとおりです。

平成25年度予算（概要）

収入額	金	3,861,000	千円
支出額	金	3,861,000	千円
差引残額		残金なし	

収入の部		
科目	予算額(千円)	説明
保留地処分金	600,000	(株)イトーヨーカ堂買受代金の一部
国庫補助金	450,000	平成25年度国庫補助金
助成金	162,000	平成25年度市補助金
雑収入	150	預金利子、出資配当金
借入金	2,647,828	市中金融機関等借入金
繰越金	1,022	前年度繰越金
収入合計	3,861,000	

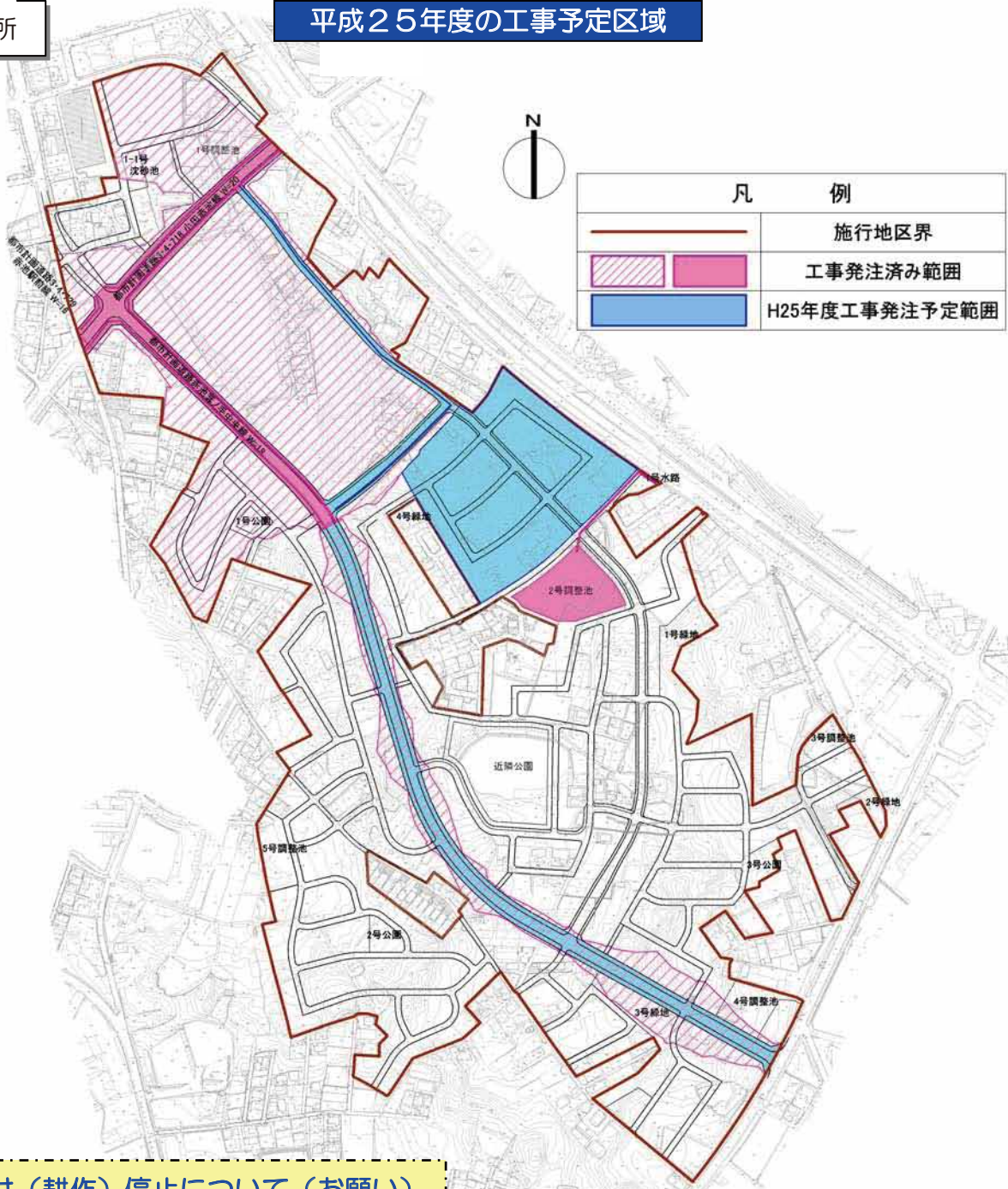
支出の部		
科目	予算額(千円)	概要
工事費	555,000	道路築造費、水路築造費、整地費
補償費	1,309,700	建物等移転補償費
負担金	350,000	上・下水道、ガス新設
調査設計費	67,000	変更事業計画書作成業務、工事実施設計等業務、古窯発掘調査、補償調査、仮換地指定変更、常用測量、路線測量
会議費	680	総代会費、役員会費、諸会議費
事務所費	35,000	事務委託費、役員報酬・費用弁償、事務職員給料、研修費等
利子償還金	35,000	借入金利子
雑支出	2,200	街づくり区画整理協会・県・市連合会費等
予備費	1,540	予備費
元金償還金	1,504,880	元金償還金
支出合計	3,861,000	



地区の状況（平成 25 年 4 月現在）

組合事務所

平成 25 年度の工事予定区域



***作付け（耕作）停止について（お願い）**

今年度より、工事範囲も増えており、地区全域で新たな作付けをしないようお願いいたします。
 なお、工事施工上等支障となった農作物は、原則として補償いたしませんので、ご了承下さい。
 また、耕作者が土地所有者と異なる場合は、耕作者にご連絡いただきますようお願いいたします。

組合からのお願い

・土地の名義等を変更された方・住所変更された方へ

地区内の土地で、下記のような変更をなされた方は、その土地の『登記事項証明書』を、組合員皆様方の転居等により住所変更された方は『住民票(写し)』を、組合に必ずご提出下さい。

(申請書類は組合にありますので、お問い合わせ下さい。)

- | | |
|--------------------|--|
| ① 売買されたとき | ④ 複数名義から単独名義になったとき |
| ② 贈与、相続されたとき | ⑤ 合筆、分筆されたとき |
| ③ 単独名義から複数名義になったとき | ⑥ その他登記事項証明書の内容に変更があったとき(但し、抵当権のみの変更は除く) |

・建築等の行為をされる方へ〔土地区画整理法第76条申請が必要です。〕

土地区画整理事業施行区域内では、事業計画決定の公告があった日の翌日から換地処分公告の日まで、以下の行為について制限を受けることになります。

1. 建築物その他の工作物の新築、改築、又は増築を行う場合
2. 重量が5トンを超える物件の設置又は堆積
3. 土地の形質の変更

これらに該当する行為を行う場合は、日進市長の許可が必要となり、一定の許可申請手続きをお願いすることになります。この手続きは事業の支障となる行為を排除し、円滑な事業推進を図るためのものです。万一、無許可でこれらの行為を行ったり、許可条件に違反した場合は、土地の原状回復、建築物又は工作物の排除を命じることがありますので、十分ご理解いただきたいと思えます。

(申請書類は組合にありますので、お問い合わせ下さい。)

・工事現場への立入り禁止について

工事範囲が広がり、特殊な大型工事車両が地区内に入っておりますので、犬の散歩等による工事現場への立入りはご遠慮ください。

特に、お子様の現場への立入りは非常に危険ですので、ご注意願います。

・組合土地立入りについて

測量及び調査のために、土地に立入りさせていただく場合がありますので、皆様方のご理解、ご協力をお願いします。

なお、民家等敷地内に立入りさせていただく場合には、あらかじめ連絡させていただいた上で、立入りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

立入時間: 日の出より日没まで

組合ホームページについて

当地区は、本区画整理事業の内容等を広く知ってもらうための情報窓口として、公式ウェブサイト「STATION CITY 日進赤池ヒルズ」を開設しております。一度ご閲覧になって下さい。

<ホームアドレス: <http://www.nisshin-akaike.com/>>

問い合わせ先(組合事務所)

住 所: 〒470-0126

日進市赤池町箕ノ手2番地135

電 話: 052(807)3126

執務時間: 平日: 月曜日から金曜日

午前9時から午後4時まで

(但し、正午から午後1時までは休務)

休日: 土日及び祝日並びに組合が休務と定めた日(年末・年始・お盆)